

川崎市福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例 概要

1 福祉のまちづくり条例の趣旨

川崎市では、全ての市民が住み慣れた地域社会において、安心して快適な生活を営み、積極的に社会参加を行いながら心豊かな生活を送ることのできるよう、「川崎市福祉のまちづくり条例」（以下「条例」という。）を定めている。

2 条例の一部改正の理由

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年6月21日公布、令和7年6月1日施行）」による「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「政令」という。）」の一部改正において、便所に係る基準が強化されたこと等に伴い、政令改正に対応した内容とするため、条例の一部改正を行う。

3 政令の改正内容

（便所に係る基準の見直し）

従来、不特定かつ多数の者又は高齢者、障害者等が利用する便所（以下「不特定多数利用便所」という。）を設ける場合には、車椅子使用者が円滑に利用することができる便房（以下「車椅子使用者用便房」という。）を建築物に1箇所以上設けなければならないとされていたが、原則、各階に1箇所以上設けなければならないとする改正等が行われた。

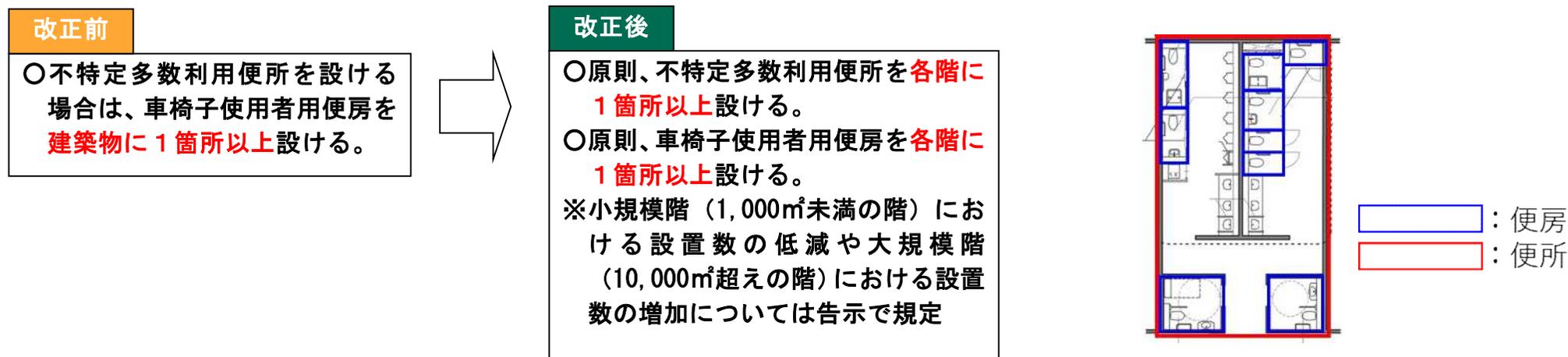


図1 車椅子使用者用便房の設置基準

図2 便房と便所の範囲

4 条例の改正内容

(1) 便所に係る基準の見直し（条例第29条）

条例では、不特定多数利用便所を設ける場合、そのうち1以上について、床の表面を滑りにくい仕上げとすることや、車椅子利用者用便房等の出入口の幅を80センチメートル以上とすることを求める規定があるが、政令改正により車椅子利用者用便房等を原則、各階に1箇所以上設けることとされたことに伴い、設置される全ての車椅子利用者用便房等について出入口の幅等に関する条例の基準が適用されるよう改正を行う。

(2) 所要の整備等

ア 増築等に関する適用範囲に係る規定の整備（条例第31条第2号、第4号、第5号）

政令の増築等に関する適用範囲が改正されたことに伴い、条例の同様の規定の整備を行う。

イ 条ずれ等に伴う所要の整備（条例第10条、第28条、第29条、第31条、第33条）

劇場等の客席に係る基準が創設されたことに伴い、政令の一部の条文が繰り下げられたため、条例における引用条文について所要の整備を行う。

5 施行期日

令和7年6月1日施行